

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月28日
【会社名】	株式会社シーユーシー
【英訳名】	CUC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 瀧口 慶太
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03(5005)0808(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 橋本 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03(5005)0808(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 橋本 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、2023年8月28日に提出いたしました臨時報告書の記載事項である「発行数」等が2023年9月28日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

I. 第2回新株予約権

□ 新株予約権の内容

- (1) 発行数
- (2) 発行価格
- (3) 発行価額の総額
- (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

II. 第3回新株予約権

□ 新株予約権の内容

- (1) 発行数
- (3) 発行価額の総額
- (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

III. 第4回新株予約権

□ 新株予約権の内容

- (1) 発行数
- (3) 発行価額の総額
- ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

I. 第2回新株予約権

□ 新株予約権の内容

(1) 発行数

(訂正前)

1,256個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式125,600株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

825個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式82,500株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において二項モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(訂正後)

新株予約権の払込金額は、1個当たり82,000円とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

338,002,500円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,277円とする。

II. 第3回新株予約権

□ 新株予約権の内容

(1) 発行数

(訂正前)

250個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

211個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式21,100株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

69,144,700円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,277円とする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社の従業員85名及び当社子会社の従業員165名の、合計250名に割り当てる。

(訂正後)

当社の従業員79名及び当社子会社の従業員132名の、合計211名に割り当てる。

III. 第4回新株予約権

□ 新株予約権の内容

(1) 発行数

(訂正前)

205個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,500株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正前)

200個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

61,910,000円

(訂正後)

60,400,000円

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社の執行役員2名、従業員9名及び当社子会社の従業員4名の、合計15名に割り当てる。

(訂正後)

当社の執行役員2名、従業員9名及び当社子会社の従業員3名の、合計14名に割り当てる。